

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	<p>実質的には出稼ぎであるにもかかわらず、査証免除措置を利用して観光目的等として訪日し、難民認定制度を悪用して日本に居座り、不法に就労する外国人が増えるので、改正には反対である。</p>	<p>本改正は、各制度の趣旨、これまでの運用状況等を検討した上で、対象となる国等にペルー共和国を追加するものです。</p> <p>本改正において対象国を追加する各制度では、法令、国際約束又は日本国政府が外国政府に行った通告により、日本が査証免除措置を実施している国等の旅券を所持していること以外にも要件を課しており、例えば、トラステイド・トラベラー・プログラムについては、その利用希望者登録に当たって十分な資力信用があることが認められることなどを要件とするカテゴリーを設けるなど出入国管理上のリスクが低い信頼できる渡航者を自動化ゲートの対象とし、ロングステイの活動については、申請時において申請者及びその配偶者の預貯金の額の合計額が3,000万円以上であることなど、デジタルノマドの活動については、申請時において1,000万円以上の年収があることなどを要件とするなど、不法就労が生じないよう必要な要件を設定しています。</p>
2	<p>日本に在留する外国人が増加することに伴って、外国人と地域住民との間の摩擦や、オーバーツーリズム等が社会問題となっているにもかかわらず、これらの問題を解決等しないまま、ペルー共和国の旅券所持者を一律にトラステイド・トラベラー・プログラム等の対象に追加することには反対である。場合によっては、査証免除国を各制度の対象とする考え方を見直すべきである。</p>	<p>本改正は、各制度の趣旨、これまでの運用状況等を検討した上で、対象となる国等にペルー共和国を追加するものです。</p> <p>また、各制度においては、法令、国際約束又は日本国政府が外国政府に行った通告により、日本が査証免除措置を実施している国等の旅券を所持していること以外にも要件を課しており、各外国人ごとに判断をしております。</p> <p>出入国在留管理庁では、在留外国人が我が国において安全・安心に生活・就労できるようにするために必要な基礎的情報（在留手続、労働関係法令、社会保険、防犯、交通安全等）をまとめた「生活・就労ガイドブック」を作成し、「外国人生活支援ポータルサイト」において、やさしい日本語を含む19言語で公開するなど、在留外国人に対し、我が国の日常生活におけるルール・生活習慣等の理解促進に努めています。いずれの制度についても引き続き適切な運用を行ってまいります。</p>
3	<p>日本での外国人による犯罪が増加しているところ、犯罪者引渡条約を締結していないペルー共和国の旅券所持者をトラステイド・トラベラー・プログラム等の対象に追加することには反対である。</p>	<p>外国人の本邦への上陸申請や在留諸申請においては、本邦における活動目的等を提出資料等に基づき確認し、一定の刑罰に処せられた者は上陸や在留諸申請を認めないなど、出入国管理及び難民認定法等の法令に基づいた厳格な審査を行っております。また、各制度においては、法令、国際約束又は日本国政府が外国政府に行った通告により、日本が査証免除措置を実施している国等の旅券を所持していること以外にも要件を課しており、例えば、トラステイド・トラベラー・プログラムについては、その利用希望者登録に当たって十分な資力信用があることが認められることなどを要件とするカテゴリーを設けるなど出入国管理上のリスクが低い信頼できる渡航者を自動化ゲートの対象とし、ロングステイの活動については、申請時において申請者及びその配偶者の預貯金の額の合計額が3,000万円以上であることなど、デジタルノマドの活動については、申請時において1,000万円以上の年収があることなどを要件とするなど、一定の信頼を有する外国人を対象としています。</p>
4	<p>トラステイド・トラベラー・プログラムの基準は厳格にすべきであり、違反があった場合には厳格に対応すべきである。</p>	<p>トラステイド・トラベラー・プログラムは、利用希望者登録に当たり一定の要件を課することで、出入国管理上リスクが低い外国人と認められた者のみが利用できる制度です。</p> <p>引き続き適切な運用を行ってまいります。</p>
5	<p>ペルー共和国では昨年に組織的犯罪集団によるパスポートの偽造が摘発されているなど、旅券の信頼性に疑問なしとしない。トラステイド・トラベラー・プログラムにおいて偽造旅券行使事案の対策はどのようにされており、ペルー共和国からの入国者について実効的に偽造旅券での入国を阻止することができるのか。</p>	<p>トラステイド・トラベラー・プログラムにおいては、利用希望者登録をする際、入国時と特定登録者カード交付時に旅券を確認するとともに、特定登録者カードの交付後に自動化ゲートを利用して上陸する際に、その都度旅券の確認を行っており、偽造旅券による入国がなされないよう措置を講じています。</p>

6	<p>ペルー共和国がITに強いとは聞いたことがなく、デジタルノマドの対象に同国を追加しても日本の治安が悪化するだけで旅行業以外メリットがなく、対象への追加は慎重にすべきである。</p>	<p>デジタルノマドでは、申請の時点における申請人個人の年収が1,000万円以上あり、外国の企業等との雇用契約に基づき、本邦において情報通信技術を用いてリモートワークの形態で就労すること等を要件として課しており、これらの要件に該当する外国人のみが制度の対象になっています。</p> <p>また、デジタルノマドは、地域の消費拡大、地域の人材の協働を通じたイノベーション創出等に貢献するものとされており、インバウンドの増加による経済効果や日本人との交流による我が国のイノベーションの促進につながることが期待されています。</p>
---	--	--